

青色申告

蒲田会報

No. 772

令和元年

9月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aiiro.or.jp

発行人 江川 慎郎



着任のあいさつ

蒲田税務署長 大野 眞

新秋の候、一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様方には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

7月の人事異動により、高松国税局須崎税務署から転任し、蒲田税務署長を拝命しました大野でございます。前任の岡部同様、よろしくお願いいたします。

一般社団法人蒲田青色申告会の皆様におかれましては、日頃から青色申告による正しい記帳と申告に努められ、また、税務行政に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の所得税は、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、高い納税意識を持つていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

貴会が永年普及活動に努められてきた青色申告は、まさに申告納税制度の根幹をなすものであり、青色申告者には、様々な特典が設けられています。

主な特典として一番に掲げられるのが青色申告特別控除ですが、御存じのとおり、令和2年分の確定申告から適用要件が変わります。65万円の特別控除を選択する場合は、これまでの要件に加えて所得税の確定申告書及び青色申告決算書をe-Taxで送信すること、あるいは、電子帳簿保存法に基づいて帳簿を保存することのうちいずれかを採用することが

必要になります。

e-Taxの利用拡大については、これまでも御協力いただき参りましたが、皆様にとつての利便性向上と同時に税務署の内部事務の効率化に繋がっています。国税庁では、マイナンバーカードを利用する方法のほか、ID/パスワード方式など、認証手続の簡素化による利便性の向上を図って、更に親しみやすいe-Taxのための環境づくりに取り組んでいますところと、東京税理士会蒲田支部の御協力のもと、代理送信による確定申告書提出も可能と伺っておりますので、なお一層の会員の皆様の御利用をお願いいたします。

ところで、来月から、消費税率が10パーセントに引き上げられるとともに、軽減税率制度が実施されます。広報活動においては、貴会に多大なる御協力をいただき、感謝いたします。実施時期が間近に迫りましたので、課税事業者である会員の方をはじめ、消費者としての立場の会員の皆様におかれましても円滑な導入と定着に御協力くださいますようお願いいたします。

私どもは、今後も税務行政を取り巻く環境の変化に合わせ、説明会の開催などを中心に貴会と連携を図り、税の周知・広報活動を進めてまいります。そして、善良な納税者を守るため、悪質な資産隠しや租税回避行為にはこれまで以上に適切に対処してまいりますので、引き続き、税務行政への良き理解者として御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人蒲田青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

令和元年10月1日から、消費税が変わります！詳しくは



浦田税務署
担当の方々のご紹介



近藤副署長
〔出身地〕 東京都
〔趣味〕 ゴルフ

〔又ツセーシ〕 浦田青色申告会の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして格別のご理解と多大なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。
これまで同様、皆様方との協調関係を維持して、良好な関係を築いていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いたします。



鮫島個人課税第1統括官
〔出身地〕 鹿児島県
〔趣味〕 野球・ドライブ

〔又ツセーシ〕 なりました。
貴会の皆様には、税務行政につきまして日頃から並々ならぬご協力を賜り、ありがとうございます。
前任同様、会勢拡大・青色申告普及に向けて、足並みを揃えて取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。



大平指導上席
〔出身地〕 東京都
〔趣味〕 散歩・寺社巡り

〔又ツセーシ〕 本年も、青色申告の普及と税の啓蒙活動について、皆様とともに取り組んでまいりたいと思っておりますので、説明会等、各種行事への御参加をよろしくお願いたします。

改正消費税法個別指導会

令和元年 10月1日に消費税法が改正されます。この改正は全事業者に関係することですが、特に消費税の課税事業者は、日々の記帳方法や申告の準備が従来とは変わる場合がありますので、是非、ご参加ください。

- ・開催日時：9月24日(火)～10月4日(金) (土・日を除く) ※予約制
- ・会場：事務局
- ・持ち物：現在つけている帳簿等

ワンポイント情報

令和元年 10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

なお、軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。

<その2>

5 帳簿と請求書の記載例

請求書

青色太郎 様

XX年11月2日

割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
：	：
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目 欄△△

税率の異なるごとに合計した税込金額
税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率対象品目である旨
① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総勘定元帳(仕入れ) 青色太郎

XX年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		欄△△ 雑貨	22,000	
11	2		欄△△ 食料品 ※	21,600	
：	：		：	：	：

※は軽減税率対象品目

〔請求書〕
これ以外に、例えば次のような方法があります。
① 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
② 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。
〔帳簿〕
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

6 区分記載請求書と記帳 (区分経理)

区分記載請求書を基に、帳簿等に記帳します。

なお、「区分記載請求書」の記載事項は次のとおりです。

- ①発行者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引の内容
- ④受領者の氏名又は名称
- ⑤<追加>軽減税率の対象品目である旨(「※」印等をつけることにより明記)
- ⑥<追加>税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

(課税事業者の例) 事業主名：青色太郎、経理方法：税込、課税期間：平成31年1月1日～令和元年12月31日

【元帳】

2019年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	11	掛売上 (株)東京商店 日用品 食料品 ※		22,000 21,600
		掛売上 (株)埼玉商事 日用品 食料品 ※		16,500 32,400

※ 軽減税率対象品目

⑤ 発行した請求書等の控えを基に帳簿等に記帳します。

納品書兼請求書(控) No.45

2019年11月11日

株)東京商店 御中

割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
...	...
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(8%対象)	21,600円

※ 軽減税率対象品目

青色太郎

納品書兼請求書(控) No.46

2019年11月11日

株)埼玉商事 御中

紙コップ	2,200円
牛乳 ※	10,800円
...	...
合計	48,900円
(10%対象)	16,500円
(8%対象)	32,400円

※ 軽減税率対象品目

青色太郎

【元帳】

2019年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	18	掛仕入 (株)静岡商店 日用品 食料品 ※	55,000 75,600	
	19	仕入 (株)山梨商店 日用品 食料品 ※	88,000 64,800	

※ 軽減税率対象品目

⑥ 受領した請求書等を基に帳簿等に記帳します。

請求書 No.32

2019年11月18日

青色太郎 様

紙皿	5,500円
コーヒー ※	16,200円
...	...
合計	130,600円
(10%対象)	55,000円
(8%対象)	75,600円

※ 軽減税率対象品目

株)静岡商店

領収書 No.15

2019年11月19日

青色太郎 様

割り箸	2,200円
鮮魚 ※	54,000円
...	...
合計	152,800円
(10%対象)	88,000円
(8%対象)	64,800円

※ 軽減税率対象品目

株)山梨商店

POINT!

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

【当会の役員はボランティアで活動しております】

経営改善資金(マル経融資)

経営改善資金(マル経融資)は、小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

【融資対象】

- ・従業員20人以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
- ・商工会議所の経営指導を一定期間受けて、事業改善に取り組む方
- ・所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方

【担保・保証人】・不要

【融資限度額】・2,000万円

【返済期間】・運転資金…7年以内 ・設備資金…10年以内

【利率】・1.21%(8月1日現在)

【資金使途】・運転資金 ・設備資金

「この融資限度額、返済期間の取扱は2020年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。」

経営上でお悩みの方窓口専門相談をご利用ください。

- ・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)・会員・非会員の方問わずご利用できます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所大田支部まで

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

電話 03(3734)1621

大田区より
 支払った利息の30%が
 3年間、補助されます。

都税だより

☆9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、お近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁で9月30日(月)までにお納めください。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

☆災害等により甚大な被害を受けた方に対する都税の減免や納税の猶予の制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によつて都税を軽減または免除する制度があります。

減免の対象となる都税は、固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税、個人事業税などです(固定資産税・都市計画税(23区内)、個人事業税は納期限までに申請が必要です)。

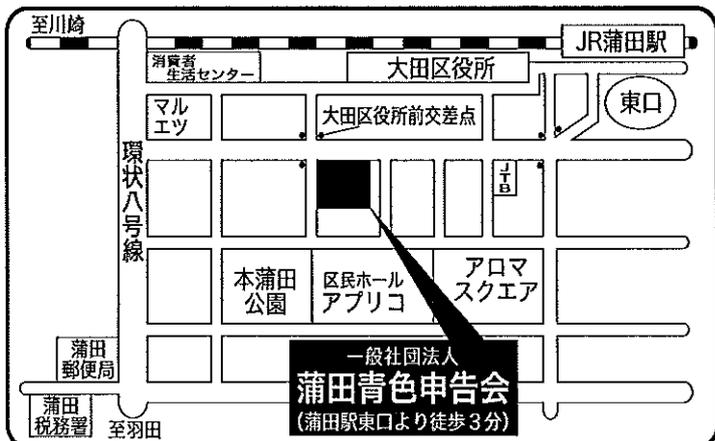
また、被災により都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などで納付いただけるとの納税の猶予の制度もあります。

いずれの制度も納税者ご本人による申請が必要です。詳しくは、所管の都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所
 電話 03(3733)2411(代表)

一般社団法人
蒲田青色申告会
 入会金 2,000円
 会費 年額24,000円
 (月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03(3732)1310 FAX 03(3732)1381



青色共済会費の口座振替をご利用の方へ
 9月24日(火)に令和元年11月〜令和2年1月分が引落しされます。
 なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。
 ため「領収書」は発行いたしません。

八月 事業報告

- 一日 説明会方式による記帳指導 事務局
- 九日 執行部会 事務局
- 二二日 執行部納涼会 事務局
- 二六日 東青連「東京都予算等に関する要望ヒアリング」 都議会議員 鳥竹
- 二七日 東青連「会計ソフト個別指導会」事務局
- 二八日 東青連「青色申告普及・会勢拡大出陣」事務局
- 二八日 東青連「東京プリンスホテル」事務局
- 二八日 新規入会者個別指導会事務局